

みんなでまちづくりを考えよう！

旭川市まちづくり基本条例(仮称)について



第67回まちづくり対話集会
平成25年4月17日(水)
18:00~
ロワジュールホテル

まちづくり基本条例とは

本市のまちづくりにおける基本的な理念や仕組みを総合的に定める条例



まちづくりのルール

○なぜ作るのか

社会の変化

これまでの取組
の積み重ね

まちづくり基本条例

目指すまちを
実現するために
必要なルール、考え方

生き生きと
活躍できる
環境づくり

地域づくり
の充実

市役所の
機能強化

など

目指すまち

安心して暮らせるまち

個性的で魅力と活力のあるまち

○なぜ作るのか

目的

市民主体のまちづくりの更なる発展

市民が活躍！

暮らしやすい地域コミュニティの構築

地域が元気！

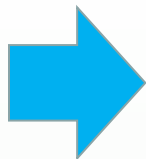
それぞれの地域特性に合った地域づくり体制の構築

市民主体の健全で公正な自治の運営

市役所の進化！

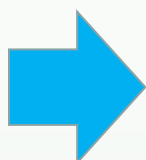
○策定に当たって

市民参加の機会を多く設ける



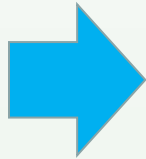
策定プロセスを重視

分かりやすい
条例にする



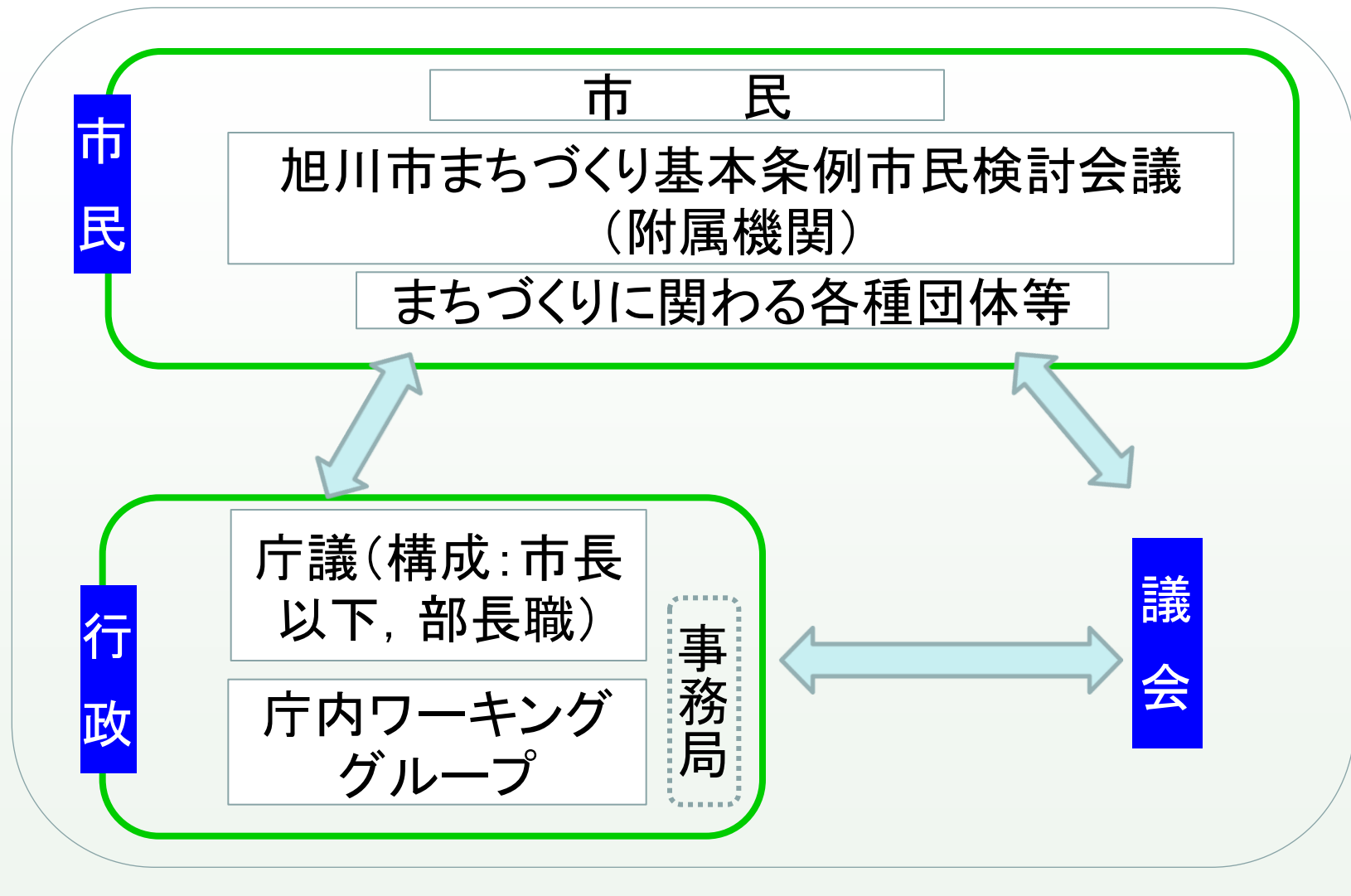
幅広い世代に
分かりやすい工夫

生きた条例に
する



実効性のある条例

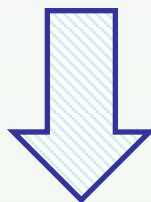
○策定体制



○今後のスケジュール

平成
25
年度

- ・条例の素案の作成
- ・意見提出手続(パブリックコメント)の実施
- ・条例案を市議会に提案



平成
26
年度

旭川市まちづくり基本条例(仮称)の施行

○本日のテーマについて

○安心・安全で暮らしやすい

地域コミュニティを築いていく

ためにはどうしたらよいか